

最良執行方針

令和4年5月10日

株式会社ビットポイントジャパン

この最良執行方針は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第2項第2号イに基づき、利用者にとって最良の取引条件でご注文を執行するための方針及び方法を定めたものです。暗号資産交換業者における最良執行義務とは、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、ある特定の条件のみに着目すれば最良でなかった場合であっても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

当社では、利用者から暗号資産に関する取引の注文を受託した際に、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる暗号資産

暗号資産の種類	お取引いただけるサービス
BTC (ビットコイン)	BITPOINT、BITPOINT PRO
BCH (ビットコインキャッシュ)	BITPOINT、BITPOINT PRO
ETH (イーサリアム)	BITPOINT、BITPOINT PRO
LTC (ライトコイン)	BITPOINT、BITPOINT PRO
XRP (リップル)	BITPOINT、BITPOINT PRO
BAT (ベーシックアテンショントークン)	BITPOINT、BITPOINT PRO
TRX (ترون)	BITPOINT、BITPOINT PRO
ADA (エイダ)	BITPOINT、BITPOINT PRO
JMY (ジャスミー)	BITPOINT
DOT (ポルカドット)	BITPOINT
LNK (チェーンリンク)	BITPOINT
DEP (ディープコイン)	BITPOINT
IOST (アイオーエステー)	BITPOINT、BITPOINT PRO

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

- (1) お客さまからのご注文については、ご注文時のお客さまのご指示（執行するサービス（BITPOINT BITPOINTPRO）、注文条件等）に従って執行いたします。
- (2) 当社は、利用者に対して価格を提示する際には、複数のカバー先の価格を斟酌して適正と考えられる価格を提示するよう努めるものとします。

- (3) 当社は、価格生成の過程において当社の基準価格を算出し、その基準価格をもとに最小スプレッドの設定値をもって最優良気配値を決定します。
- (4) 当社は、受付した注文を速やかに成約システムに伝達し、成約システムに到達した以降に、当社が指定した価格条件に合致した場合に、その際の約定成立が可能な数量について約定処理を実施します。
- (5) 利用者の利益が不当に損なわれることがないように、適用法令・規則に従い、当社又は当社グループ会社と利用者の利益が相反するおそれのある取引を管理します。
- (6) 当社は、取引時に手数料が発生する場合は、あらかじめ利用者に周知します。
- (7) システム障害等により、やむを得ず、上記 (2) (3) (4) に定める方法とは異なる方法により執行する場合があります。その場合でも、その時点で最良の条件での執行となるよう努めます。

以上